

小社出版物につきまして、下記の訂正がございます。ここに訂正し、ご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

『ラクラク突破の2級建築士スピード学習帳2021』(978-4-7678-2843-5) \_\_ 正誤表

2021年2月2日

科目	頁	該当箇所	誤(訂正前)	正(訂正後)
計画	26	表「高齢者施設の種類の施設名称	①特別養護老人ホーム ②養護老人ホーム <b>④介護老人保健施設</b> ④介護老人保健施設 ⑤認知症高齢者 グループホーム	①特別養護老人ホーム ②養護老人ホーム <b>③軽費老人ホーム</b> ④介護老人保健施設 ⑤認知症高齢者 グループホーム
計画	103	実践問題の間17の解答	17 <b>×</b>   設問記述のとおり	17 <b>○</b>   設問記述のとおり
法規	119	項目解説の左欄 「3 建築物の高さと軒の高さの二つ目の項目解説文	① <b>第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域</b> 内における… …以下省略	① <b>第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域</b> 内における…以下省略
法規	162	項目解説の左欄8行目	<b>20N/m<sup>2</sup></b> とする	<b>20N/m<sup>2</sup>以上</b> とする
法規	162	項目解説の左欄13行目	1m <b>以上</b> でも	1m <b>超</b> でも
法規	162	項目解説の右欄	●令39条 <b>3、4項</b>	●令39条 <b>4項</b>
法規	169	実践問題④の間7の解答	7 <b>○</b>   令78条の <b>2 1項</b> 三号	7 <b>○</b>   令78条の <b>2第1項</b> 三号
法規	171	表「避難時対策建築物としなければならない特殊建築物(法27条1項)」の(二)対象用途の床面積	<b>300m<sup>2</sup>以上</b>	<b>2階が300m<sup>2</sup>以上</b>
法規	172	表「法27条2項により耐火建築物としなければならない建築物」の(六)対象用途の階	<b>3階</b>	<b>3階以上</b>
法規	177	項目解説の左欄 「6 建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁」の一つ目の項目解説文	令112条 <b>3項</b> 各号	令112条 <b>4項</b> 各号
法規	179	最頻出問題の間11の解答	11 <b>○</b>   令114条2項、令112条 <b>3項</b> 各号。自動スプリンクラー設備等を設置せず、また、令112条 <b>3項</b> 各号の強化天井を設けない場合は、防火上主要な間仕切壁は準耐火構造とし小屋裏又は天井裏まで達すること	11 <b>○</b>   令114条2項、令112条 <b>4項</b> 各号。自動スプリンクラー設備等を設置せず、また、令112条 <b>4項</b> 各号の強化天井を設けない場合は、防火上主要な間仕切壁は準耐火構造とし小屋裏又は天井裏まで達すること
法規	185	最頻出問題①の間2と間8の設問	全く同じ問題の出題となっております	解答内容の表現が異なっておりますが、どちらも間違いはございません
法規	192	実践問題②の設問番号	3□□ 1階においては、階段から屋外の出口の一に至る…以下省略 <b>3</b> □□ 非常用の照明装置を設ける必要がある場合、…以下省略	3□□ 1階においては、階段から屋外の出口の一に至る…以下省略 <b>4</b> □□ 非常用の照明装置を設ける必要がある場合、…以下省略
法規	199	項目解説の左欄 表「建築物の用途制限の概要」のタイトル補足文	(詳細は法別表第2及び令130条の3～9の <b>6</b> を参照)	(詳細は法別表第2及び令130条の3～9の <b>8</b> を参照)
法規	199	項目解説の右欄 ●用途制限の <b>条例番号</b>	法48条、令130条の3～9の <b>6</b>	法48条、令130条の3～9の <b>8</b>
法規	217	項目解説の左欄 表「防火地域、準防火地域の延焼防止性能を有する建築物の建蔽率の緩和」の「準防火地域」の「準耐火建築物及び延焼防止性能について同等以上の安全性を確保できるもの」	<b>空欄</b>	<b>建蔽率10%緩和</b>
法規	218	最頻出問題の間3の設問	<b>準防火地域内の建築物</b> に附属する高さ2mの門は、すべて木造とすることができる	<b>準防火地域内の建築物(木造建築物等を除く)</b> に附属する高さ2mの門は、すべて木造とすることができる
法規	218	最頻出問題の間3の解答	3 <b>○</b>   法61条より、 <b>建築物</b> に附属する高さ2m以下の門又は扉は木造とすることができる	3 <b>○</b>   法61条より、 <b>建築物(木造建築物等を除く)</b> に附属する高さ2m以下の門又は扉は木造とすることができる

※最新の内容はホームページ(<https://www.xknowledge.co.jp>)をご覧ください

株式会社エクスナレッジ